

令和3年2月5日

古賀市議会議長 結城 弘明 様

古賀市議会運営委員会  
委員長 奴間 健司

### 古賀市議会会議規則等の見直しについて（答申）

令和2年5月7日に議長より議会運営委員会へ諮問のありました標記の件につきまして、慎重に審議した結果、下記のとおり見直されるよう答申いたします。

#### 記

#### 1. 古賀市議会会議規則について

- (1) 災害等対策会議及び議会報告会幹事会を協議又は調整を行うための場に位置付けること。
- (2) 標準市議会会議規則の改正に伴い、必要な改正を行うこと。
- (3) (1)、(2)を踏まえた古賀市議会会議規則の改正案は、別添1のとおり。

#### 2. 古賀市議会災害対応要綱について

- (1) 本要綱に感染症の流行その他不測の事態における議会の対応を盛り込んだ上で、題名を古賀市議会災害等対応要綱に改正すること
- (2) 災害対策会議の設置については、古賀市議会災害等対策会議設置要綱として別に定めること。
- (3) 改正後の要綱は、災害、感染症の流行その他不測の事態に対応できるよう、古賀市議会災害等対策会議設置要綱、古賀市議会業務継続計画、災害等発生時の議員行動マニュアルを束ねるものとして位置付けること。
- (4) (1)から(3)を踏まえた古賀市議会災害対応要綱の改正案及び古賀市議会災害等対策会議設置要綱の制定案は、それぞれ別添2、別添3のとおり。

#### 3. 古賀市議会業務継続計画の見直しについて

- (1) 災害、感染症の流行その他不測の事態が発生したときの議会運営について、意思決定の流れを盛り込むこと。
- (2) 閉会中においても常任委員会が所管事務調査等を行うことに鑑み、閉会中における

業務継続の考え方を盛り込むこと。

(3) (1)、(2)を踏まえた古賀市議会業務継続計画の改正案は、別添4のとおり。

#### 4. 災害発生時の議員行動マニュアル

(1) 行動原則及び災害のほか感染症の流行その他不測の事態における議員の行動基準についても盛り込むこと。

(2) (1)を踏まえた災害発生時の議員行動マニュアルの改正案は、別添5のとおり。





	<u>うため</u>	<u>営委員会委員長</u>	
<u>議会報告</u>	<u>議会報告会を企画</u>	<u>各常任委員会正</u>	<u>会長</u>
<u>会幹事会</u>	<u>し、統括するため</u>	<u>副委員長及び議</u>	
		<u>会運営委員会正</u>	
		<u>副委員長</u>	

## 古賀市議会災害等対応要綱（案）

## 第1章 総則

## （趣旨）

第1条 この要綱は、古賀市議会基本条例（平成25年条例第33号）第3条の2第3項の規定に基づき、災害、感染症の流行その他不測の事態（以下「災害等」という。）が発生した場合において、古賀市議会（以下「議会」という。）が適切かつ迅速に対応するため、議会及び議員の災害等への対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （災害等対応の基本姿勢）

第2条 議会は、災害等が発生した場合においても、委員会の専門性と特性を考慮した上で、委員会が災害等の対応にあたる。

2 前項の場合において、議会機能が失われたため委員会が開催できないとき又は災害の状況若しくは感染症の流行状況により必要と認めるときは、災害等対策会議（古賀市議会基本条例第3条の2第2項に規定する災害等対策会議をいう。以下「対策会議」という。）が災害等の対応にあたる。

3 災害等の対応において、委員会を開催することの適否の判断の流れは、別に定める。

## 第2章 災害への対応

## （第1 配備への対応）

第3条 議会事務局長（以下「事務局長」という。）は、古賀市災害警戒本部（以下「市災害警戒本部」という。）の第1 配備となったときは、情報を収集し、議長に報告する。

## （第2 配備への対応）

第4条 事務局長は、市災害警戒本部の第2 配備となったときは、情報を収集し、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長に報告する。

2 議長は、市災害警戒本部の第2 配備となったときは、市内の被災状況により、副議長、議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長を招集することができる。

## （災害が発生した場合における対策会議の設置）

第5条 議長は、古賀市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）が設置されたときは、対策会議を設置する。

2 対策会議に関することは、別に定める。

## （災害が発生した場合における業務継続計画）

第6条 災害が発生した場合における議会の業務継続計画は、別に定める。

## （災害が発生した場合における議員の行動）

第7条 災害が発生した場合における議員の行動は、別に定める。

## （災害が発生した場合における議会事務局の役割）

第8条 災害が発生した場合における議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議員の安否、居場所及び連絡先に関する情報を収集すること。
- (2) 市災害警戒本部又は市災害対策本部からの情報を収集すること。
- (3) 第2条第1項ただし書の規定により対策会議が災害の対応にあたる時は、対策会議が集約した情報を市災害対策本部へ提供すること。

(4) 議会棟を維持し、及び修繕すること並びに必要な備品を確保すること。

### 第3章 感染症の流行への対応

(国内において感染症が流行した場合の対応)

第9条 事務局長は、国内において感染症が流行した場合は、流行状況に関する情報を収集し、必要に応じて議長に報告する。

(県内において感染症が流行した場合の対応)

第10条 事務局長は、県内において感染症が流行した場合は、流行状況に関する情報を収集し、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長に報告する。

2 議長は、県内において感染症が流行した場合は、感染症の流行状況により、副議長、議会運営委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長を招集することができる。

(感染症が流行した場合における対策会議の設置)

第11条 議長は、古賀市インフルエンザ等対策本部（以下「市インフルエンザ等対策本部」という。）が設置されたときは、第5条に規定する対策会議を設置する。

(感染症が流行した場合における業務継続計画)

第12条 感染症が流行した場合における議会の業務継続計画は、別に定める。

(感染症が流行した場合における議員の行動)

第13条 感染症が流行した場合における議員の行動は、別に定める。

(感染症が流行した場合における議会事務局の役割)

第14条 感染症が流行した場合における議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議員及びその関係者の健康状態を確認すること。
- (2) 市インフルエンザ等対策本部からの情報を収集すること。
- (3) 第2条第1項ただし書の規定により対策会議が感染症の対応にあたる時は、対策会議が集約した情報を市インフルエンザ等対策本部へ提供すること。
- (4) 議員が感染症に罹患したときは、その情報を報道関係者等へ提供すること。
- (5) 議会棟の感染症対策及び必要な備品を確保すること。

### 第4章 不測の事態への対応

(その他不測の事態への対応)

第15条 その他不測の事態への対応については、第2章又は第3章の規定の例による。

### 第5章 雑則

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 古賀市議会災害等対策会議設置要綱（案）

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、古賀市議会基本条例（平成 25 年条例第 33 号）第 3 条の 2 第 2 項及び古賀市議会災害等対応要綱（平成 27 年議会告示第 1 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、古賀市議会災害等対策会議（以下「対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （設置）

第 2 条 議長は、古賀市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）又は古賀市インフルエンザ等対策本部（以下「市インフルエンザ等対策本部」という。）が設置されたときは、対策会議を設置する。

## （対策会議の設置場所）

第 3 条 対策会議の設置場所は、第 1 委員会室とする。ただし、第 1 委員会室が災害の状況又は感染症の影響により使用できないときは、この限りでない。

## （所掌事務）

第 4 条 災害発生時における対策会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否、居場所及び連絡先を確認すること。
- (2) 議員から提供された災害情報等を集約すること。
- (3) 前号で集約した災害情報等を市災害対策本部へ提供すること。
- (4) 市災害対策本部からの災害情報等を集約し、その内容を議員へ提供すること。
- (5) 必要に応じて国、県、地元選出国會議員、関係団体等への要望の調整に関すること。

2 感染症流行時における対策会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の健康状態を確認すること。
- (2) 議員から提供された感染症情報等を集約すること。
- (3) 前号で集約した感染症情報等を市インフルエンザ等対策本部へ提供すること。
- (4) 市インフルエンザ等対策本部からの感染症情報等を集約し、その内容を議員へ提供すること。
- (5) 必要に応じて国、県、地元選出国會議員、関係団体等への要望の調整に関すること。

## （組織）

第 5 条 対策会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- (1) 会長は、議長をもって充てる。
- (2) 副会長は、副議長をもって充てる。
- (3) 委員は、議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長をもって充てる。

## （会長及び副会長）

第 6 条 会長は、対策会議を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長ともに事故あるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、議会運営委員会委員長が会長の職務を代理する。

## （招集）

第 7 条 対策会議は、委員会が開催できないと議長が決したとき又は災害の状況若しくは感染症の流行状況により会長が必要と認めるときは、会長が招集する。



(会議)

第8条 災害の状況若しくは感染症の流行状況により対策会議が招集できないとき又は緊急に決する事があるときは、会長が決するものとする。ただし、副会長及び議会運営委員会委員長が参集できるときは、これらの者と協議の上、会長が決するものとする。

2 対策会議は、オンライン会議（テレビ電話システムやウェブアプリのビデオ通話機能等のインターネットを利用する会議をいう。）により開催することができる。

(廃止)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、対策会議に諮り、これを廃止するものとする。

- (1) 市災害対策本部又は市インフルエンザ等対策本部が廃止されたとき。
- (2) 定例会又は臨時会が開会されたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、所期の目的を達成したと認められるとき。

(庶務)

第10条 対策会議の庶務は議会事務局で行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

古賀市議会業務継続計画（BCP）  
（第2版）（案）

令和 年 月  
古賀市議会議会

## 改版履歴

版	策定日・改版日	改版概要
初 版	平成 29 年 6 月 27 日	—
第 2 版	令和 年 月 日	新型コロナウイルス感染症の流行を受け、 感染症の流行に対応できるよう全面改定。

## 目次

I. 総論	1
1. 計画の目的	1
2. 議会BCPの発動基準	1
3. 議会BCPの運用	1
4. 意思決定権者の代位順位	2
II. 業務継続計画①（災害等発生時における定例会、臨時会の議会運営）	3
1. 災害等発生時における定例会、臨時会の議会運営の判断の流れ	3
2. 災害等発生時の時期の違いによる業務継続計画	3
(1) ケース1：告示前（開会予定の概ね2週間～1週間前）	5
(2) ケース2：告示後～本会議開会前	6
(3) ケース3：本会議初日～委員会審査前	7
(4) ケース4：委員会審査～一般質問前	8
(5) ケース5：一般質問～本会議最終日開議前	9
(6) ケース6：本会議最終日～議決前（定例会） / 本会議開催日～議決前（臨時会）	10
III. 業務継続計画②（災害等発生時における閉会中の議会運営）	11
1. 災害等発生時における閉会中の議会運営の判断の流れ	11

## I. 総論

### 1. 計画の目的

災害や感染症の流行その他不測の事態（以下「災害等」という。）においても、二元代表制としての議会の使命を果たさなければならない。そのためには、議事機関としての議会機能の維持に努め、迅速で正確な意思決定を行う必要がある。

そこで、災害等の緊急事態における古賀市議会の迅速で適切な初動対応をはじめ、災害対応等について必要な事項を定めることを目的として、古賀市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定する。

### 2. 議会BCPの発動基準

議会BCPの対象とする災害等の種別と発動基準は、次のとおりとする。

種別	発動基準
災害	古賀市災害対策本部が設置されたとき 【震災】 <ul style="list-style-type: none"><li>・市内に震度5強の地震が発生したとき</li><li>・福岡県日本海沿岸に大津波警報が発表されたとき</li><li>・市内に災害発生し応急対策が必要なとき</li></ul> 【風水害】 <ul style="list-style-type: none"><li>・市内に相当規模の災害が発生したとき又は災害が拡大する恐れがあるとき</li><li>・災害救助法が適用されたとき</li></ul> 【その他】 <ul style="list-style-type: none"><li>・市内に相当規模の災害が発生したとき又は災害が拡大する恐れがあるとき</li></ul>
感染症	議員及びその関係者並びに職員及びその関係者が濃厚接触者となったとき又は感染者となったとき
その他 不測の事態	古賀市国民保護対策本部や古賀市緊急対処事態対策本部が設置されるなど、不測の事態が発生したとき

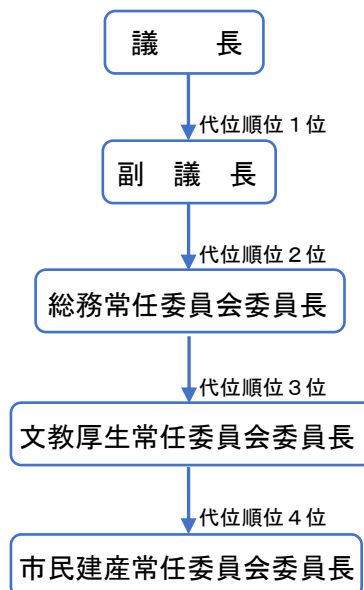
### 3. 議会BCPの運用

議会は、会期中にのみ活動するのが原則である。ただし、古賀市議会では、議決を得て、閉会中においても委員会に付託された議案の審査や所管事務の調査を行うなど、継続して市執行部の行財政運営や事務処理に対する監視及び評価を行っている。

そこで、議会BCPの運用においては、定例会、臨時会の議会運営と閉会中の議会運営とに分けて考えることとする。

#### 4. 意思決定権者の代位順位

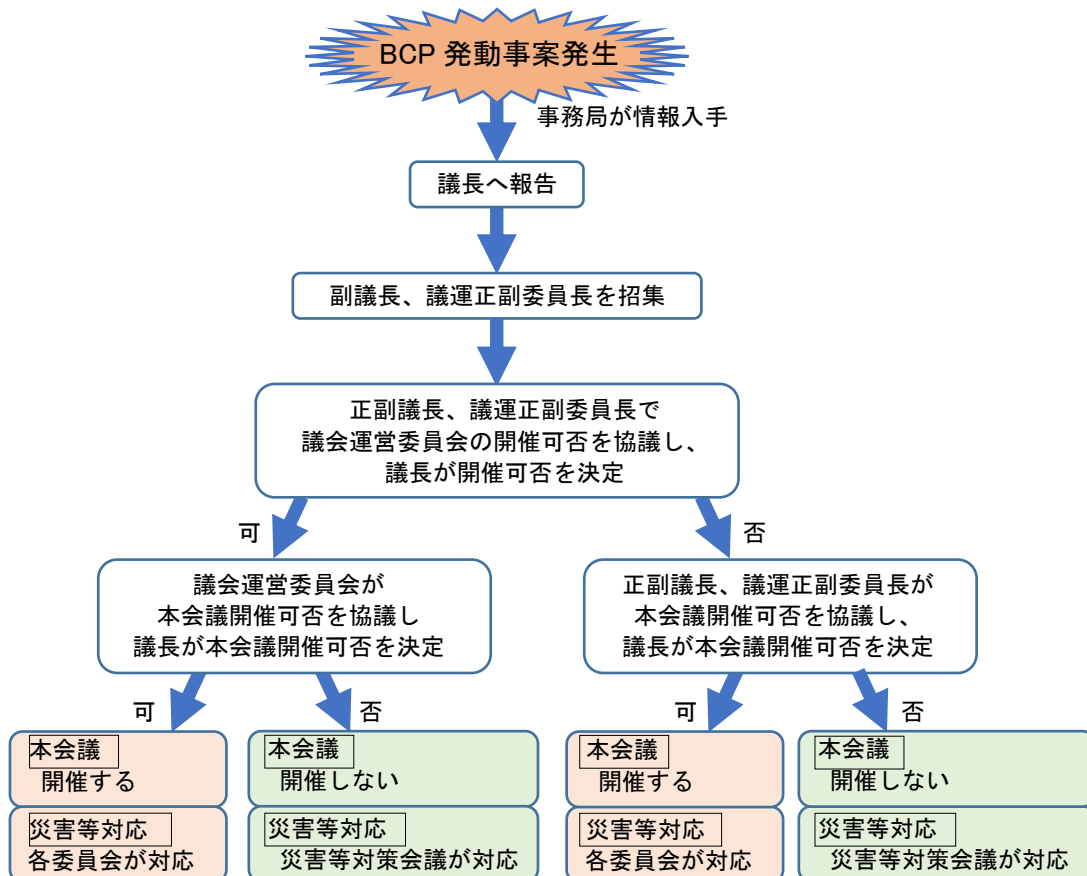
災害等の発生時において、議会運営における各種の判断する場面において、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。



## II. 業務継続計画①（災害等発生時における定例会、臨時会の議会運営）

### 1. 災害等発生時における定例会、臨時会の議会運営の判断の流れ

災害等発生時における定例会、臨時会の議会運営の判断は、以下の流れで行う。



※本会議を開催しないと決定するときの例として、以下のような場合が考えられる。

- ・議員が被災や感染症罹患により本会議や委員会に出席ができず、本会議や委員会の開催に必要な定足数に達しないことが見込まれるとき。
- ・議場が被災又は感染症消毒により使用できないとき。
- ・定足数を満たすことは見込めても、市執行部が災害の復旧、感染症の流行防止の対応等に専念したいとの申し出があり、議事機関としての機能が有効に発揮できないとき。

### 2. 災害等発生の時期の違いによる業務継続計画

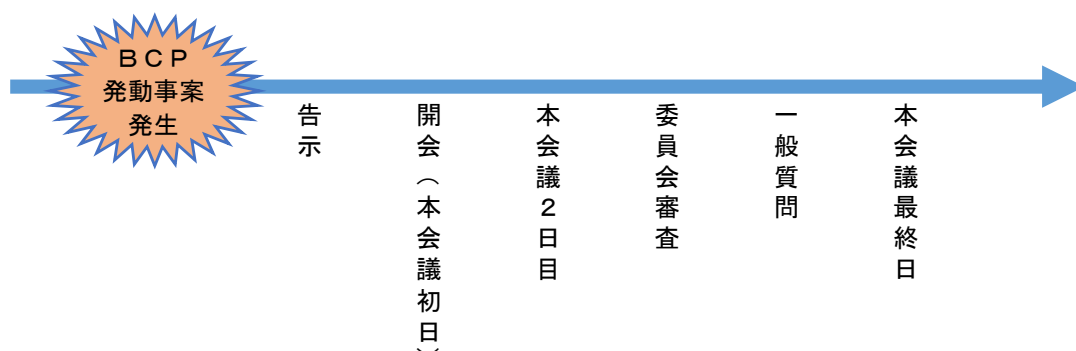
災害等の発生が、定例会、臨時会の会期のどの時点かによって、以下のとおりケースに分けて業務継続の決定を行う。

ケース	BCP発動事案発生の時期	
	定例会	臨時会
ケース 1	告示前（開会予定の概ね2週間～1週間前）	告示前（開会予定の概ね2週間～1週間前）
ケース 2	告示後～本会議開会前	告示後～本会議開会前
ケース 3	本会議初日～委員会審査前	—
ケース 4	委員会審査～一般質問前	—
ケース 5	一般質問～本会議最終日開議前	—
ケース 6	本会議最終日～議決前	本会議開催日～議決前



(1) ケース 1 : 告示前 (開会予定の概ね 2 週間～ 1 週間前)

---



BCP発動事案が発生したときは、3ページのフローに基づき本会議の開催可否を決定する。

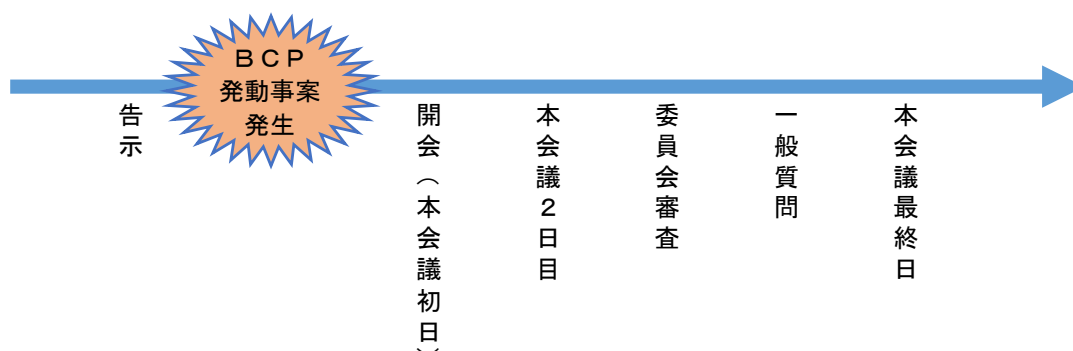
ア) 本会議が開催できると決定したとき

- ・ 市長が議会招集の告示を行い、定例会、臨時会は開会する。
- ・ 議会としての災害等の対応は、各委員会が行う。

イ) 本会議が開催できないと決定したとき

- ・ 定例会、臨時会は招集されない。
- ・ **市長の判断で専決処分が可能**となる。(地方自治法第 179 条第 1 項)
- ・ 議会としての災害等の対応は、災害等対策会議が行う。

## (2) ケース 2 : 告示後～本会議開会前



BCP発動事案が発生したときは、3ページのフローに基づき本会議の開催可否を決定する。

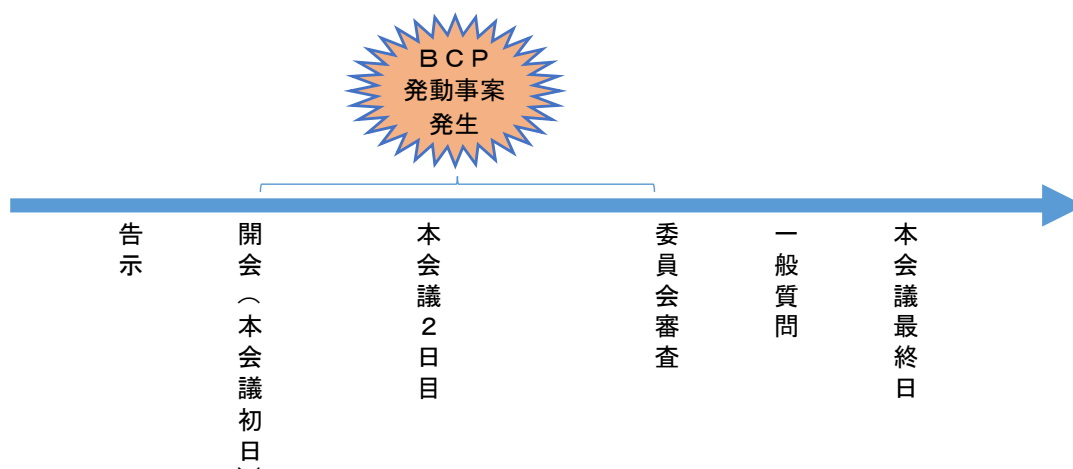
### ア) 本会議が開催できると決定したとき

- ・ 定例会、臨時会は告示されたとおり開会する。
- ・ 議会としての災害等の対応は、各委員会が行う。

### イ) 本会議が開催できないと決定したとき

- ・ 定例会、臨時会は招集されない。
- ・ 招集日に開会されないため流会となる。定例会の回数は1回と数える。
- ・ 継続審査、調査事件は廃案となる。
- ・ 閉会中の委員会の継続審査、調査はできなくなる。
- ・ 市長の判断で専決処分が可能となる。(地方自治法第179条第1項)
- ・ 議会としての災害等の対応は、災害等対策会議が行う。

(3) ケース 3 : 本会議初日～委員会審査前



BCP発動事案が発生したときは、3 ページのフローに基づき本会議の開催可否を決定する。

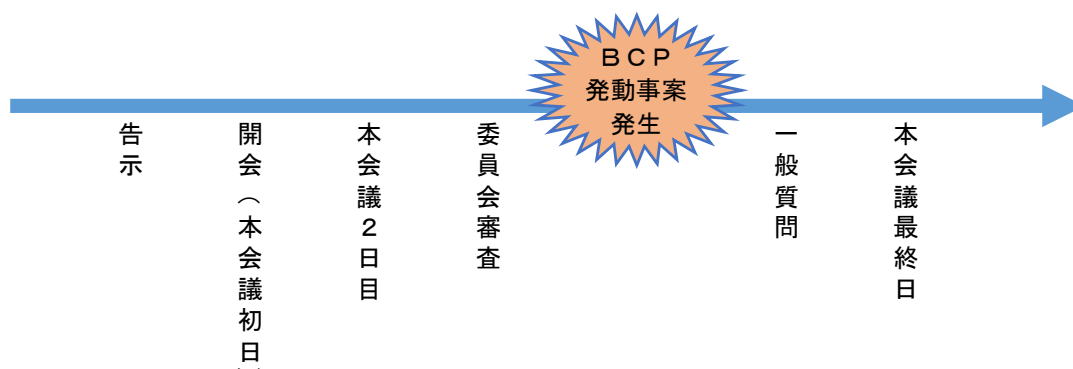
ア) 本会議が開催できると決定したとき

- ・以下の対応から選択する。
  - ①定例会は通常通り継続する。
  - ②大綱質疑後に委員会付託を行い、委員会審査後、本会議で採決し、議了する。  
⇒議了したときは、会期中でも議決で閉会することができる。(会議規則第7条)
  - ③委員会付託を省略し、本会議で質疑、討論、採決を行い、議了する。一般質問を省略する。(会議規則第37条③)
  - ④会期日程を延期し、上記3点に準じ継続する。
- ・議会としての災害等の対応は、各委員会が行う。

イ) 本会議が開催できないと決定したとき

- ・開会日に行った会期の議決により、閉会予定日の17時を迎えた時点で、自然閉会となり、上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。
- ・閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。
- ・自然閉会を迎えた後、市長の判断で専決処分が可能となる。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能となる。
- ・議会としての災害等の対応は、災害等対策会議が行う。

#### (4) ケース 4 : 委員会審査～一般質問前



BCP発動事案が発生したときは、3ページのフローに基づき本会議の開催可否を決定する。

##### ア) 本会議が開催できると決定したとき

- ・以下の対応から選択する。

①定例会は通常通り継続する。

②委員会審査の終了を待たず、本会議を再開しようとする場合、まず、委員会に未審査又は審査途中である旨の中間報告を求め、審査期限を付し審査期限経過後、本会議において直接審議する。その後、質疑、討論、採決を行い、議了する。

⇒議了したときは、会期中でも議決で閉会することができる。(会議規則第7条) 一般質問は省略する。(会議規則第44, 45条)

③委員会審査が不可能である場合は、本会議で審査期限を付し、審査期限経過後、本会議で直接審議することができる。(会議規則第44条)

⇒議了したときは、会期中でも議決で閉会することができる。(会議規則第7条) 一般質問は省略する。(会議規則第44, 45条)

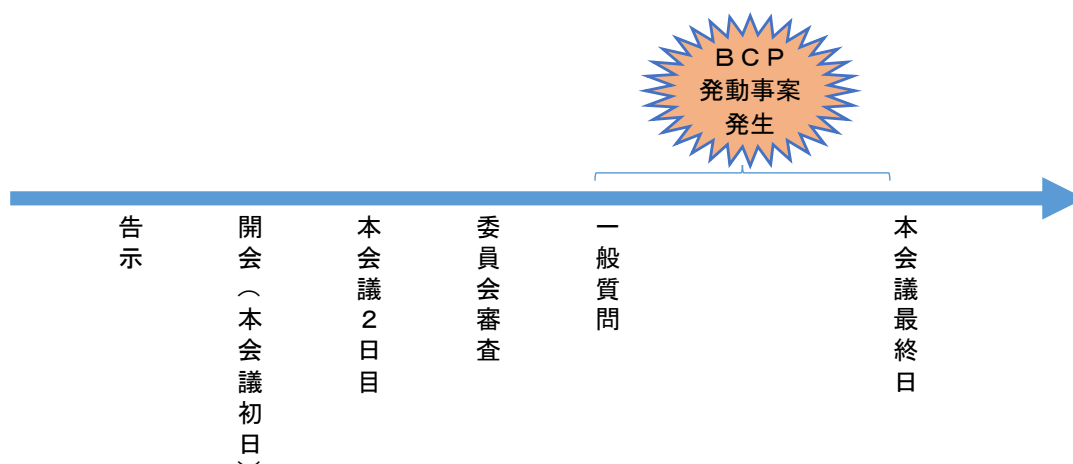
④会期日程を延期し、上記3点に準じ継続する。

- ・議会としての災害等の対応は、上記③を除き各委員会が行う。上記③の場合は、災害等対策会議が行う。

##### イ) 本会議が開催できないと決定したとき

- ・開会日に行った会期の議決により、閉会予定日の17時を迎えた時点で、自然閉会となり、上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。
- ・閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。
- ・自然閉会を迎えた後、市長の判断で専決処分が可能となる。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能となる。
- ・議会としての災害等の対応は、災害等対策会議が行う。

(5) ケース 5 : 一般質問～本会議最終日開議前



BCP発動事案が発生したときは、3ページのフローに基づき本会議の開催可否を決定する。

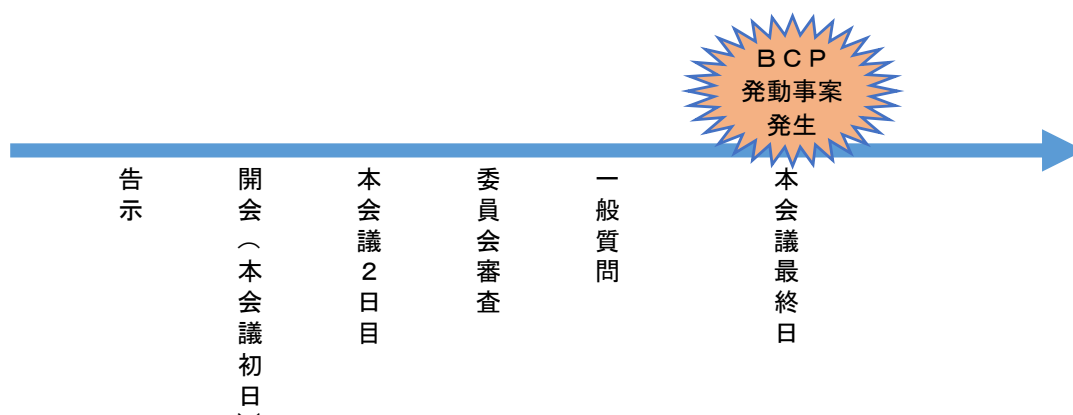
ア) 本会議が開催できると決定したとき

- ・以下の対応から選択する。
  - ①定例会は通常通り継続する。
  - ②**一般質問を省略し**、本会議で付託議案の審査結果報告を受け、質疑、討論、採決し、議了する。  
⇒議了したときは、会期中でも議決で閉会することができる。(会議規則第7条)
  - ③会期日程を延期し、上記2点に準じ継続する。
- ・議会としての災害等の対応は、各委員会が行う。

イ) 本会議が開催できないと決定したとき

- ・開会日に行った会期の議決により、**閉会予定日の17時を迎えた時点で、自然閉会**となり、上程議案及び継続審査・調査事件は**廃案**となる。
- ・閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。
- ・**自然閉会を迎えた後、市長の判断で専決処分が可能**となる。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能となる。
- ・議会としての災害等の対応は、災害等対策会議が行う。

(6) ケース 6 : 本会議最終日～議決前 (定例会) / 本会議開催日～議決前 (臨時会)



BCP発動事案が発生したときは、3ページのフローに基づき本会議の開催可否を決定する。

ア) 本会議が開催できると決定したとき

- ・以下の対応から選択する。
  - ①本会議を再開し、委員長報告を行い、質疑、討論、採決を行い、議了し、閉会となる。
  - ②会期日程を延期し、継続する。
- ・議会としての災害等の対応は、各委員会が行う。

イ) 本会議が開催できないと決定したとき

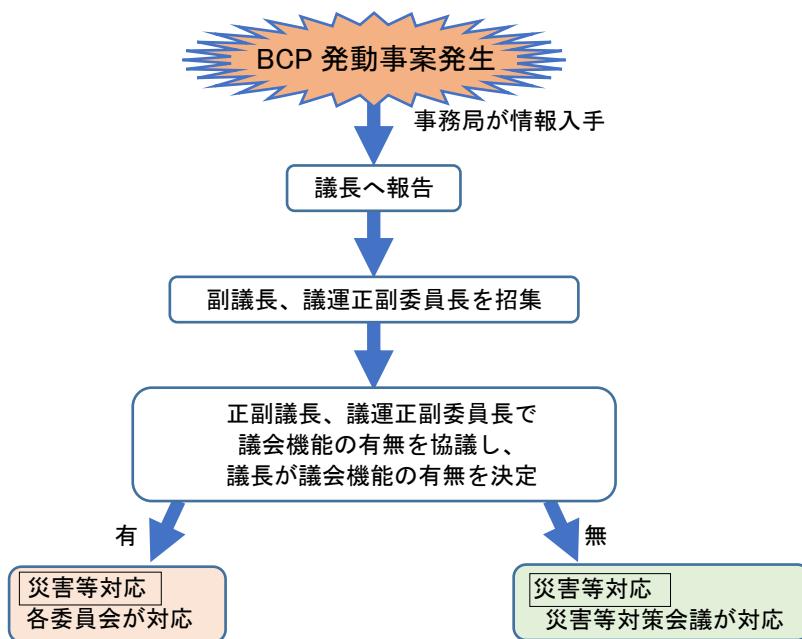
- ・開会日に行った会期の議決により、**閉会予定日の17時を迎えた時点で、自然閉会**となり、上程議案及び継続審査・調査事件は**廃案**となる。
- ・閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。
- ・**自然閉会を迎えた後、市長の判断で専決処分が可能**となる。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合は、この日から専決処分が可能となる。
- ・議会としての災害等の対応は、災害等対策会議が行う。

### Ⅲ. 業務継続計画②（災害等発生時における閉会中の議会運営）

#### 1. 災害等発生時における閉会中の議会運営の判断の流れ

災害等発生時における閉会中の議会運営の判断は、以下の流れで行う。

なお、災害等の発生により議会機能が失われ※、災害等対策会議が災害等対応にあたる場合においても、災害等発生後の復旧状況や復興状況、また感染流行状況の把握に努めるとともに、同様の流れで議会機能の有無を常に確認し、議会機能が回復した際は、通常の議会運営に戻すこととする。



※議会機能…議事機関として、条例の制定その他、古賀市の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する機能のこと。

議会機能が失われた状態とは、議員が被災や感染症罹患により本会議や委員会に出席ができず、本会議や委員会の開催に必要な定足数に達しないことが見込まれるとき、議場が被災又は感染症消毒により使用できないとき、定足数を満たすことは見込めても、市執行部が災害の復旧、感染症の流行防止の対応等に専念したいとの申し出があり、議事機関としての機能が有効に発揮できないときなどを指す。

# 災害等発生時の議員行動マニュアル（案）

## I. マニュアルの目的

古賀市議会災害等対応要綱（平成27年3月31日制定。）に基づき、災害等（災害、感染症の流行その他不測の事態をいう。）発生時における地域での議員の具体的な行動基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## II. 行動原則

議員は、議会が議事機関としての機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は、災害時にあっては、被災した市民の救援や被害の復旧のために、感染症流行時にあっては、感染症の流行を拡大させないために、非常事態に即応した地域の一員としての役割を果たすことが求められる。

このことから、議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分認識する中で、地域活動、感染予防活動などに従事する役割を担わなければならない。そのためには、議員は、自ら被災しない、感染症に罹患しないという意識を常に持ち、行動することが肝要である。

なお、災害等発生初期段階においては、市では職員が情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想される。このことから、市が初動体制や応急対応に専念できるよう、災害等の情報の収集及び要請等の行動については、議員が個々に行うのではなく、その状況と必要性を見極めた上で議会として集約し、対応しなければならない。

## III. 災害発生時の議員の行動

### III-1 留意事項

- ア) 災害発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断なども想定されるため、移動手段は原則徒歩又は自転車、バイク等を利用すること。
- イ) 服装は、防災服、ヘルメット、手袋など、災害対応活動に支障のない安全な服装とする。
- ウ) 携行品は、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、防災マップ、携帯電話等通信機器など必要な用具等を携帯すること。また、個人用として食料、飲料水等も携帯して行動すること。
- エ) 災害を起因とした事故など人命にかかわる事象に遭遇した場合は、この行動マニュアルより優先して人命救助に当たること。その際、自らの安全確保を怠らないこと。

### III-2 行動基準

災害発生直後から復興までの時間の経過や生活の場の変化に伴い、市民の生活やニーズは変化してい



く。そのため各段階に応じた議員活動を行うことが重要である。

そこで、災害発生時、災害発生初期（災害発生後およそ1日ないし2日目）、災害発生中期（災害発生後およそ1週間以内）、災害発生後期（災害発生後およそ1週間以降）の4段階に分け、議員の行動基準を定める。

## **1 災害発生時**

- ア) 議員は、災害の発生を覚知した場合は、所属する常任委員会又は古賀市議会災害等対策会議（以下「対策会議」という。）からの指示があるまでは、個人の判断に基づき行動する。なお、むやみに被災箇所へ近づくなどにより、自らが被災者とならないよう細心の注意を払って行動する。
- イ) 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難する。

## **2 災害発生初期（災害発生後およそ1日ないし2日目）**

### **(1) 委員会が災害対応を行うとき**

- ア) 議員は、連絡体制の確立と維持に努める。
- イ) 議員は、必要に応じて各地域における被災地及び避難場所等において自主防災組織等と連携し、情報収集を行う。

### **(2) 対策会議が災害対応を行うとき**

- ア) 議員は、対策会議に対し、議員自らの安否とその居場所及び連絡先、連絡手段を報告し、以後の連絡体制の確立と維持に努める。
- イ) 議員は、通信手段の断絶等により上記の連絡が不可能な場合は、むやみに移動せず自宅又は自宅付近の避難場所等にとどまり、対策会議からの連絡を待つものとする。
- ウ) 議員は、必要に応じて各地域における被災地及び避難場所等において自主防災組織等と連携し、情報収集を行い、対策会議に報告する。
- エ) 議員は、対策会議からの指示に即応できる態勢を確保する。

## **3 災害発生中期（災害発生後およそ1週間以内）**

### **(1) 委員会が災害対応を行うとき**

- ア) 議員は、連絡体制の確立と維持に努める。
- イ) 議員は、必要に応じて各地域における被災地及び避難場所等において自主防災組織等と連携し、情報収集を行う。
- ウ) 議員は、住民から収集した市への要望等については、事業を所管する常任委員会を通じて行う。
- エ) 議員は、避難所等の運営や被災地での復旧活動に積極的に協力するとともに、被災者の相談及び助言を行う。

### **(2) 対策会議が災害対応を行うとき**

- ア) 議員は、対策会議からの指示を踏まえて行動する。
- イ) 議員は、必要に応じて各地域における被災地及び避難場所等において自主防災組織等と連携

し、情報収集を行い、対策会議に報告する。

ウ) 議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識した上で、避難所等の運営や被災地での復旧活動に積極的に協力するとともに、被災者の相談及び助言を行う。

エ) 議員は、対策会議からの指示に即応できる態勢を確保する。

#### **4 災害発生後期（災害の発生後およそ1週間以降）**

##### **(1) 委員会が災害対応を行うとき**

ア) 議員は、必要に応じて避難所等の運営に協力するとともに、他地域の避難所等の議員と連絡体制を確立させ、情報交換を行う。

イ) 議員は、住民から収集した市への要望等については、事業を所管する常任委員会を通じて行う。

##### **(2) 対策会議が災害対応を行うとき**

ア) 議員は、対策会議からの指示を踏まえて行動する。

イ) 議員は、必要に応じて各地域における被災地及び避難場所等において自主防災組織等と連携し、情報収集を行い、対策会議に報告する。

ウ) 議員は、必要に応じて避難所等の運営に協力するとともに、他地域の避難所等の議員と連絡体制を確立させ、情報交換を行う。

エ) 通常の議会体制への移行を視野に、議員活動を行う。

## **IV. 感染症流行時の議員の行動**

### **IV-1 基本的行動**

ア) 議員は、感染症の情報収集に努めること。

イ) 議員は、感染予防対策を徹底すること。

ウ) 議員は、連絡体制を確立し、議会事務局からの提供情報を随時確認すること。

エ) 議員は、本人又は家族等その関係者の健康観察を行うこと。

オ) 議員は、発熱、嘔吐、下痢など流行中の感染症の徴候が現れた場合は、登庁（外出）を控えるとともに遅滞なく議長に報告すること。また、病原体等の検査を受けたときは、直ちに議長に報告し、結果が出るまで登庁（外出）を控えること。

カ) 議員は、本人又は家族等その関係者が、病原体等の検査において陽性が確認されたときは、直ちに議長に報告すること。また、保健福祉事務所等の調査に協力するとともにその指示に従うこと。

キ) 議員は、本人又は家族等その関係者が入院、宿泊療養、自宅待機となったときは、本人又は家族等その関係者が議長と連絡が取れる体制を確立し、議長に報告すること。また、それらが解除されたときも、議長に報告すること。

ク) 議員は、本人が罹患したことによる入院、宿泊療養、自宅待機が解除されたときは、議長と相談の上、議会活動及び議員活動へ復帰すること。

## IV-2 行動基準

感染症への対応は、発生初期、感染期、小康期と感染の流行状況の変化に伴い、市民の生活やニーズも変化していく。そのため、各段階に応じた議員活動を行うことが重要である。

そこで、上記の基本的行動を踏まえた上で、海外、国内で感染者が発生したとき、県内、市内で感染者が発生したとき、市議会議員及び市職員に感染者が発生したときの3段階に分け、議員の行動基準を定める。

### 1 海外、国内で感染者が発生したとき

ア) 議員は、感染症の情報収集に努める。

### 2 県内、市内で感染者が発生したとき

ア) 議員は、感染症の情報収集に努める。

イ) 議員は、毎朝、本人及び家族等その関係者の健康状態の把握を行う。

ウ) 議員は、登庁（外出）する時は、マスク等の着用、手指等の消毒など感染予防対策の徹底を図る。

エ) 議員は、住民から収集した市への要望等については、所属する常任委員会を通じて行う。

### 3 市議会議員及び市職員に感染者が発生したとき

#### (1) 委員会が災害対応を行うとき

ア) 議員は、感染予防対策を徹底した上で、通常の議員活動を行う。

イ) 議員は、住民から収集した市への要望等については、事業を所管する常任委員会を通じて行う。

ウ) 議員は、流行中の感染症の徴候が現れた場合は、病原体等の検査など保健福祉事務所の調査等に協力する。

エ) 議員は、前号の調査に正確に答えるため、自らの行動を記録する。

オ) 議員は、議会棟の消毒作業が行われた場合は、議会事務局の連絡に従い議会棟に立ち入らない。

カ) 議員が感染した場合、本人または家族等その関係者は、定期的に健康状態を議長に報告する。

#### (2) 対策会議が災害対応を行うとき

ア) 議員は、感染予防対策を徹底した上で、対策会議の指示を踏まえて行動する。

イ) 議員は、住民から収集した市への要望等については、対策会議を通じて行う。

ウ) 議員は、本人及び家族等その関係者の健康状態を、議長を通じて対策会議に報告する。

エ) 議員は、流行中の感染症の徴候が現れた場合は、病原体等の検査など保健福祉事務所等の調査に協力する。

オ) 議員は、前号の調査に正確に答えるため、自らの行動を記録する。

カ) 議員は、議会棟の消毒作業が行われた場合は、議会事務局の連絡に従い議会棟に立ち入らない。

キ) 議員が感染した場合、本人または家族等その関係者は、定期的に健康状態を議長に報告する。

**(3) 対策会議が廃止されたとき**

ア) 議員は、議長からの連絡を確認し、通常の議員活動を行う。

**V. マニュアルに定めのない事項**

本マニュアルに定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。